

第6章 施策の展開

6-1 自然との共生

基本目標①：多様な生物がいきづく豊かなみどりづくり

本市は、高度経済成長期には、いわゆる「鉄の町」として、工業・産業を中心に飛躍的な発展を遂げてきましたが、その過程で起こった公害問題に直面しました。しかしながら、市民、事業者及び、行政などの関係者が一体となって公害の防止に努めたことで、本市の環境は劇的に改善されました。また、公害を克服し、みどり豊かなまちづくりを進めるため、都市緑化の推進や、自然の保護と活用を柱とする様々な公園緑地事業を積極的に推進し、市域の約4割を占める樹林地の保全や、特別緑地保全地区の指定による緑地の保全を通じて、環境首都に相応しい都市の緑化に一定の成果をあげてきました。

近年、地球規模の環境問題に対する市民意識が高まる中、生物多様性の保全など緑地が有する環境保全機能やみどりの必要性が、従来以上に注目されています。大気の浄化や、生物の良好な生息・生育環境の提供、アウトドアアクティビティの機会の提供など、私たちは、生態系サービス*による恩恵を多大に受けており、都市における生物多様性の保全は、みどり豊かで良好な生活環境を守るとともに、健全な都市生活を送る上で、大変重要な要素となっています。

このような、みどりに対する現状を踏まえて、市街地を取り巻くみどりや市街地内のみどりの保全・活用を図るとともに、その活用によるみどりとのふれあいや新たなみどりの創出により、良好なみどり生きづく環境や景観を形成し、多様な生物と共生できるまちづくりを進めます。

施策方針①-1 市街地を取り巻くみどりの保全・活用

施策方針①-2 市街地における生物との共生環境の保全・活用

施策方針①-3 市街地における新たなみどりの創出

施策方針①-1 市街地を取り巻く
みどりの保全・活用



【施策の方向性】

市街地を取り巻く海岸などの水域と、貫山や福智山、皿倉山、石峰山に至る広域な山地は、みどり豊かな本市を特徴づける貴重な存在であり、自然公園法などに基づく各種制度により保全されています。

また、市街地を取り巻くみどりは、散策など心身のリフレッシュの場であるとともに、生物多様性を育む希少な空間でもあります。

今後も、良好で健全なみどりを保全するとともに、その活用を図り、自然体験など市民がみどりとふれあえる機会の創出を図ります。



図6-1 市街地を取り巻くみどり

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇みどりの保全	・各種制度に基づく良好なみどりの保全

<各種制度に基づく良好なみどりの保全>

良好な自然環境を有する緑地などでは、各種制度に基づき、その区域内での行為規制や制限を行うことにより、みどりを将来に継承します。



図6-2 北九州国定公園（平尾台）

表6-1 主な制度一覧

行為規制や制限にかかる主な制度
<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による行為規制 ・都市計画法による風致地区制度 ・都市計画法による開発行為の規制 ・都市緑地法による特別緑地保全地区制度 ・保存樹の指定、など

基本施策	主な内容
◇みどりとふれあ う拠点づくり	・自然体験によるみどりとふれあいの場と機会の確保

<自然体験によるみどりとふれあいの場と機会の確保>

良好な自然環境を有する緑地などを、自然体験を通じてみどりとふれあうことができる場として活用するとともに、そこで実施する環境教育などの充実を図ります。

事例①：山田緑地の「30世紀の森」づくり（市街地周辺のみどりの活用）

山田緑地は、小倉市街地から車で10分程度の場所に位置する広域公園であり、都心部周辺に残された貴重な自然環境です。「山田緑地基本計画」に基づいて、北九州地方に生息・生育する生物の多くを見ることができる貴重な自然環境を保全し、それらを次世代へ継承する文化を、30世紀に至るまで子孫に伝えていく取組を行っています。また、そのような自然環境に市民が日常的に接し、末永く親しむとともに、楽しみながら学べる環境教育の場となることを目指しています。



図6-3 山田緑地の野草広場



図6-4 萌芽更新管理体験の様子

事例②：平尾台自然の郷（自然公園におけるみどりの活用）

平尾台自然の郷は、自然公園を対象としたアウトドアアクティビティの拠点施設であり、「人と自然の共生」をテーマに、自然環境に関する理解を深めるとともに、観光及び産業振興に資することを目的とした体験型の施設です。

自然に親しみ学べる施設として充実を図るとともに、周辺の自然環境を市民の手で守り、創り、育てる、市民参加による環境保全に取り組めます。



図6-5 平尾台自然の郷

事例③：曾根干潟周辺（海岸や水辺におけるみどりの活用）

干潟は、海とそこに流れ込む河川により形成される自然環境であり、豊富な栄養素を含んだ環境を有することから、希少な生物の生息・生育環境となっています。

全国的に見ても貴重な環境とされる曾根干潟を保全するため、環境調査などを実施するとともに、環境教育の場として利活用を図ります。また、野鳥観察を通じた自然との共生の場、カブトガニなどの生物の保全活動の場として、市民や NPO と連携して現在の環境を保全していきます。



図6-6 曾根干潟



図6-7 曾根臨海公園（完成イメージ図）

施策方針①-2 市街地における生物との 共生環境の保全・活用



【施策の方向性】

市街地に点在する水辺や樹林地は、都市の生物多様性の確保に必要な生物の生育環境となっています。

そのため、残された生育環境を保全するなど、生物との共生環境の保全・創出を図ります。

また、市街地における良好なみどりの保全・活用には、行政のみならず、市民や事業者、NPO など多様な主体との協働による取組が重要です。

今後も協働により、市街地におけるみどりの保全や活用を図ります。



図6-8 まちなかに残る大きなみどり

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇みどりとふれあ うまちなかの拠 点づくり	・まちなかで学べる共生環境の保全・活用

<まちなかで学べる共生環境の保全・活用>

市民とともに市街地の良好なみどりがいきづく生物との共生環境の保全を図ります。

また、みどりの保全活動やまちなかでの生物の生息・生育状況の観察など、身近な環境でみどりとふれあいながら生物多様性や自然共生について学べる場や機会を確保し、将来の共生環境の保全を担う人材の育成に活用します。



図6-9 河川での自然とのふれあい



【施策の方向性】

市街地におけるみどりを確保するためには、現在のみどりを保全するだけでなく、新たなみどりの確保も重要です。

これまで、本市では、多様な主体が様々な制度を活用して、まちなかの緑化を進めてきましたが、今後も、行政のみならず、市民や事業者、NPO など多様な主体との協働による取組が重要です。

引き続き、緑化資材の地産地消や在来種の活用、既存の生態系への配慮など、地域の特性に留意しながら、多様な主体との協働により、公共施設の緑化をはじめ、私有地の緑化、植樹などにより、まちなかのみどりを増やし、まちのにぎわいやうるおいづくり、生物との共生環境の確保を図ります。

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇工業地のみどりづくり	・工業地での緑化促進

<工業地での緑化促進>

工業地では、都市計画法や工場立地法により、一定の緑地が確保されています。

今後も、これらの制度を活用した工業地の緑化を進めるとともに、事業者への普及・啓発活動を行い、事業者のイメージアップや省エネ、生物多様性に寄与し、社会貢献となる、協働によるみどりづくりへの参画促進を図ります。



図6-10 駐車場の緑化

基本施策	主な内容
◇公共施設のみどりづくり	・公共施設での緑化推進

<公共施設での緑化推進>

庁舎や学校などの公共施設では、各団体が主体となって行う花壇整備や敷地内の緑化のほか、再整備などにあわせて、施設や敷地内の質の高い緑化を図ります。

基本施策	主な内容
◇環境首都にふさわしいみどりづくり	・環境首都 100 万本植樹によるみどりの創出

<環境首都 100 万本植樹によるみどりの創出>

平成 20 年 7 月、本市は、国の環境モデル都市に選定されました。環境モデル都市第 1 号事業として、同年より市民や事業者、NPO、行政が協働して植樹を行う「環境首都 100 万本植樹プロジェクト」がスタートしました。

当プロジェクトは、事業者の自主的な植樹活動や、小学校及び市民団体などの環境教育活動によって、市内に 100 万本のみどりを新たに増やそうとする事業です。多様な主体が連携して市街地の緑化を図り、市民と行政が一体となって持続可能なみどりのまちづくりに努めます。



図6-11 環境首都 100 万本植樹のねらい

基本目標②：みどりのまちづくりを支える人づくり

近年、環境に対する意識の向上、ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、市民が求めるみどりの豊かさは、まちなかで目にする樹木の数といった「量」の欲求だけでなく、そのみどりによる快適で良好な空間といった「質」の欲求へと移り変わっています。

市民が誇りと親しみをもてるみどり豊かで快適な都市空間を創出するには、公共空間のみどりだけでなく、市民がみどりとの関わりを深め、行政とも連携しながらみどりを愛する情熱をもち、生育する喜びを感じながら継続的に行動し、みどりを量・質ともに確保することが不可欠です。

これまでも、市民や事業者など多様な主体がみどりづくりに関わってきましたが、活動の輪をさらに広げるためにも、みどりのまちを支える人づくり、並びに仕組みづくりと、市民や事業者などと連携したみどりづくりに対する意識の向上を図ります。

施策方針②－1 市民協働によるまちなかのみどりの確保

施策方針②－2 みどりのまちづくりにつながる普及・啓発

【施策の方向性】

本市では、美しく快適な都市環境を創出するため、多様な主体によるまちなかでの花とみどりのまちづくりを推進してきました。

今後も、協働による取組が重要だと考えられることから、引き続き、市民や事業者などの花とみどりのまちづくり活動に対する支援を図ります。

また、花とみどりのまちづくりに取組む個人・団体・学校・事業者などを、その取組内容や事業成果



図6-1 2 技術講習会

によって表彰しており、引き続き、こうした表彰などにより、活動に対するやりがいや意識の向上を図るとともに、まちを彩るみどりについて学び、将来につなげる取組への支援を図ります。

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇花とみどりのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇づくりの支援 ・顕彰制度やコンクールの実施 ・花づくりの技術支援

<花壇づくりの支援>

本市は、これまでも花に関する事業を総合的に体系化し、市民や事業者などとの協働による花とみどりのまちづくりに取組んできました。引き続き、協働による花とみどりのまちづくりを進めます。

<顕彰制度やコンクールの実施>

市民や事業者などのやりがいづくりや意欲向上のため、各種コンクールを行い、花とみどりのまちづくりに多大な貢献をいただいた方や、本市を特徴づける印象的な景観づくりに貢献いただいた方を表彰します。

<花づくりの技術支援>

花のデザインや技術の向上を支援するフラワーコーディネーター制度を充実させます。

【施策の方向性】

到津の森公園や響灘緑地（グリーンパーク）などは、動植物とのふれあいを通じた環境教育につながる体験・学習の場として、みどり豊かなまちづくりの担い手を育む重要な役割を担っています。

また、各家庭から出る剪定枝や木の葉を回収し、家畜の敷き藁や堆肥とするみどりのリサイクル*を行っており、より環境に配慮する市民意識の醸成も期待されています。

こうした、みどりや環境に配慮した取組について、学び、活動できる機会や手段の充実を図り、みどりに対する普及・啓発活動に取組みます。

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇みどりを学ぶ普及・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを活用した環境学習活動の実施 ・みどりのリサイクルの実施 ・情報通信技術を活用した普及・啓発活動の取組

<みどりを活用した環境学習活動の実施>

到津の森公園における、動植物と飼育員から学ぶ動植物の生態や、響灘緑地（グリーンパーク）の指導員から学ぶ花づくりなど、市内のみどりについて学ぶ機会の充実を図ります。



図6-13 ふれあい動物園（到津の森公園）

<みどりのリサイクルの実施>

担当部局と連携し、各家庭や公園などの維持管理活動時に発生した剪定枝や落ち葉を回収し、リサイクルを行うことで、市民の環境に対する意識の向上を図ります。

<情報通信技術を活用した普及・啓発活動の取組>

スマートフォンなどの端末や情報通信サービスの普及に対応し、地域活動や学校教育などとも連携して、ツールを用いて楽しく学べる、情報通信技術を活用したみどりの普及・啓発活動の充実を図ります。

基本目標③：共生環境をつなぐみどりのネットワークづくり

本市は、市街地を取り巻くようにみどりが存在し、市街地には地域の拠点となる公園や緑地と、それらをつなぐように、道路や河川沿いには連続したみどりが確保されています。

これらが本市のみどりの骨格を形成しており、そのみどりの連続性を確保することは、生物の移動を可能とするだけでなく、みどりが有する様々な機能を向上させ、都市の魅力を高めるとともに、市民のシビックプライドの醸成や来訪者による本市のイメージアップの向上にも寄与すると考えられます。

このように、みどりの骨格やみどりを感ぜさせる拠点、貴重なみどり資源などを顕在化させ、そのネットワーク化を図ります。

施策方針③-1 まちを彩る連続したみどりの確保



【施策の方向性】

道路や河川沿いのみどりは、みどりのネットワークの軸として、市内のみどりの拠点をつなぐ重要な役割を担っています。そして、本市におけるみどりのまちなみ景観を印象づけるとともに、暮らしにうるおいを与え、生物の移動ルートになるなど、様々な機能を有しています。

本市では、主要幹線道路を中心とした「緑の街並み整備事業」を実施し、都市機能の向上並びに、みどり豊かなまちなみ形成に一定の成果をあげてきました。今後も、みどりのまちなみ形成とその適切な維持を図るとともに、都市機能の向上や生物多様性に配慮した、みどりのネットワークの見直しを行います。



図6-14 みどり豊かな路線



図6-15 河川沿いの菜の花畑

【基本施策】

基本施策	主な内容
◇みどりの連続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 生物の共生環境をつなぐみどりのネットワークの形成 • みどりによる計画的な沿道のみちなみ形成

<生物の共生環境をつなぐみどりのネットワークの形成>

生物多様性の観点から、生物が生息・生育する拠点となるみどりを、道路や河川沿いなどの連続した線となるみどりで繋ぎ、「みどりのネットワーク」の面的な広がりを拡大します。さらに、道路や河川などを整備する際には、生物が移動できる環境が確保できるように配慮します。

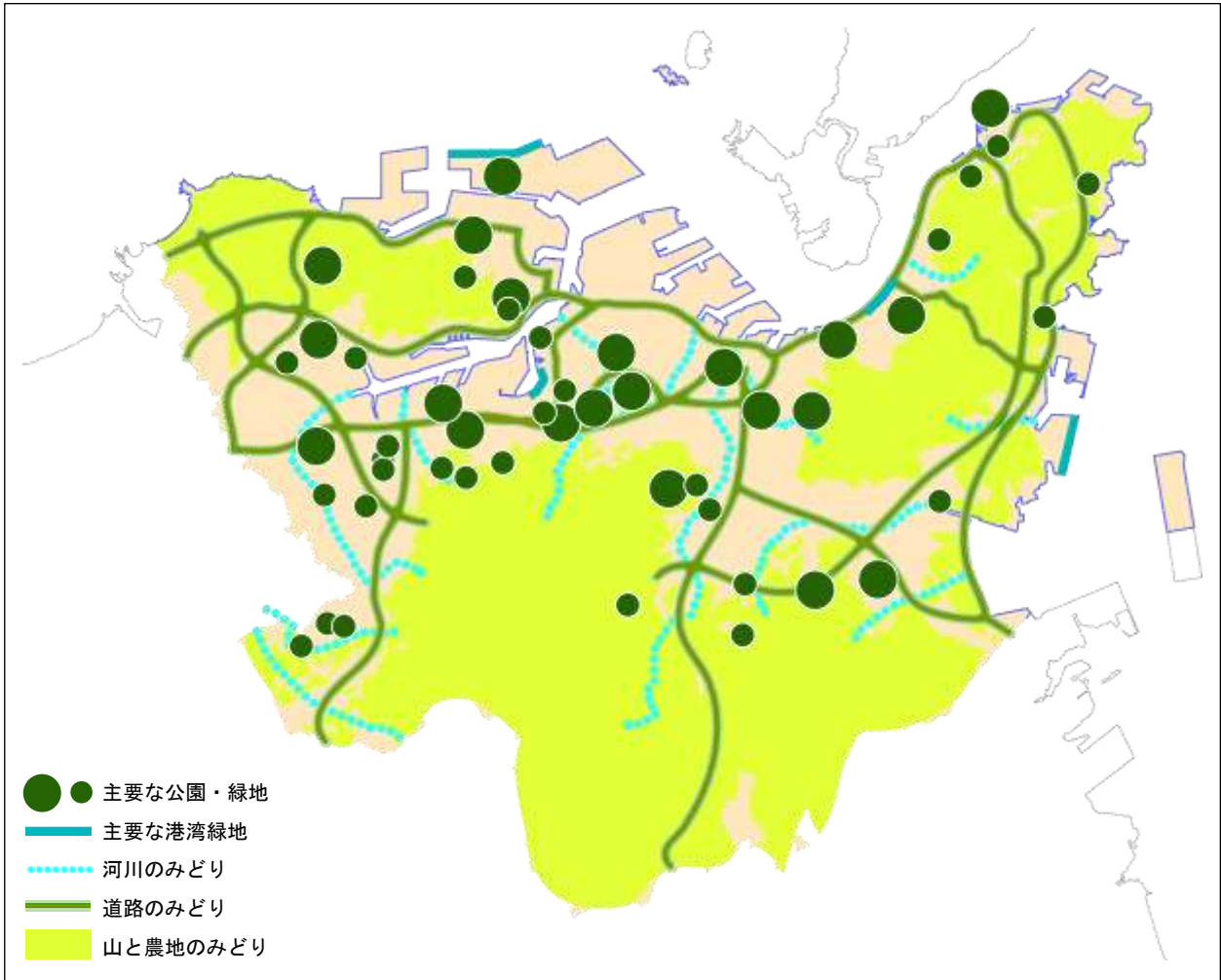


図6-16 生物の共生環境をつなぐみどりのネットワーク

<みどりによる計画的な沿道のまちなみ形成>

本市の主要幹線道路は、街路樹基本計画に基づき、「もてなしのみち」「みはらしのみち」「ふれあいのみち」「花と緑の小倉回廊」の4種類の道からなる「緑の街並み整備事業」を推進してきました。

今後は、良好な街路樹を育成するために、植栽手法・樹種の選択する際は、植栽場所の生育空間などを十分考慮して、ゆとりある植栽を行うとともに、適正な剪定や維持管理、樹勢が衰えた樹木のリフレッシュなどを実施します。

また、生活に身近な道路では、本市の特性や街路機能に適した樹種の選定や管理により、メリハリのある質の高い並木づくりに取り組めます。なお、街路樹の植栽や育成は、車両からの見通しなど交通安全の確保に留意します。

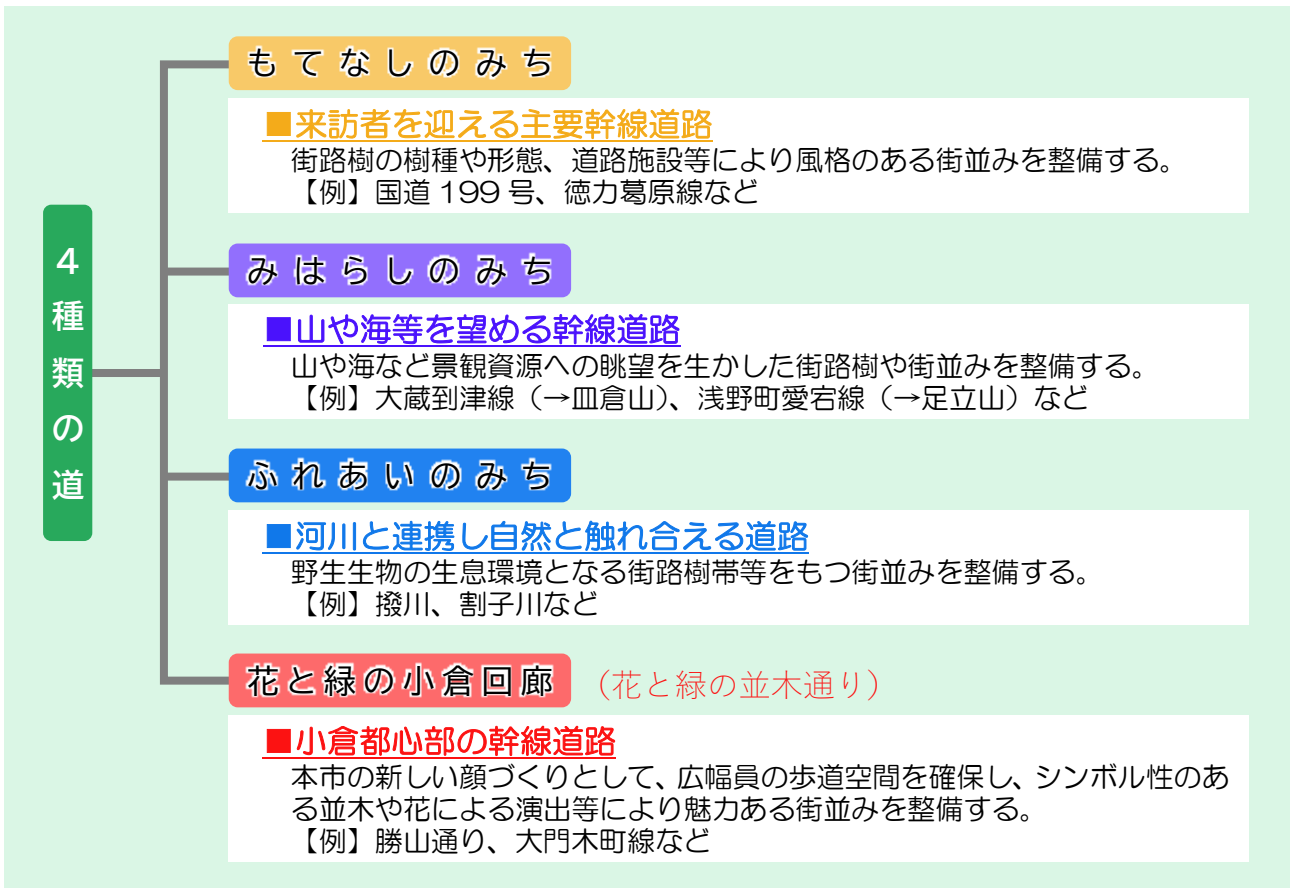


図6-17 「緑の街並み整備事業」概念図

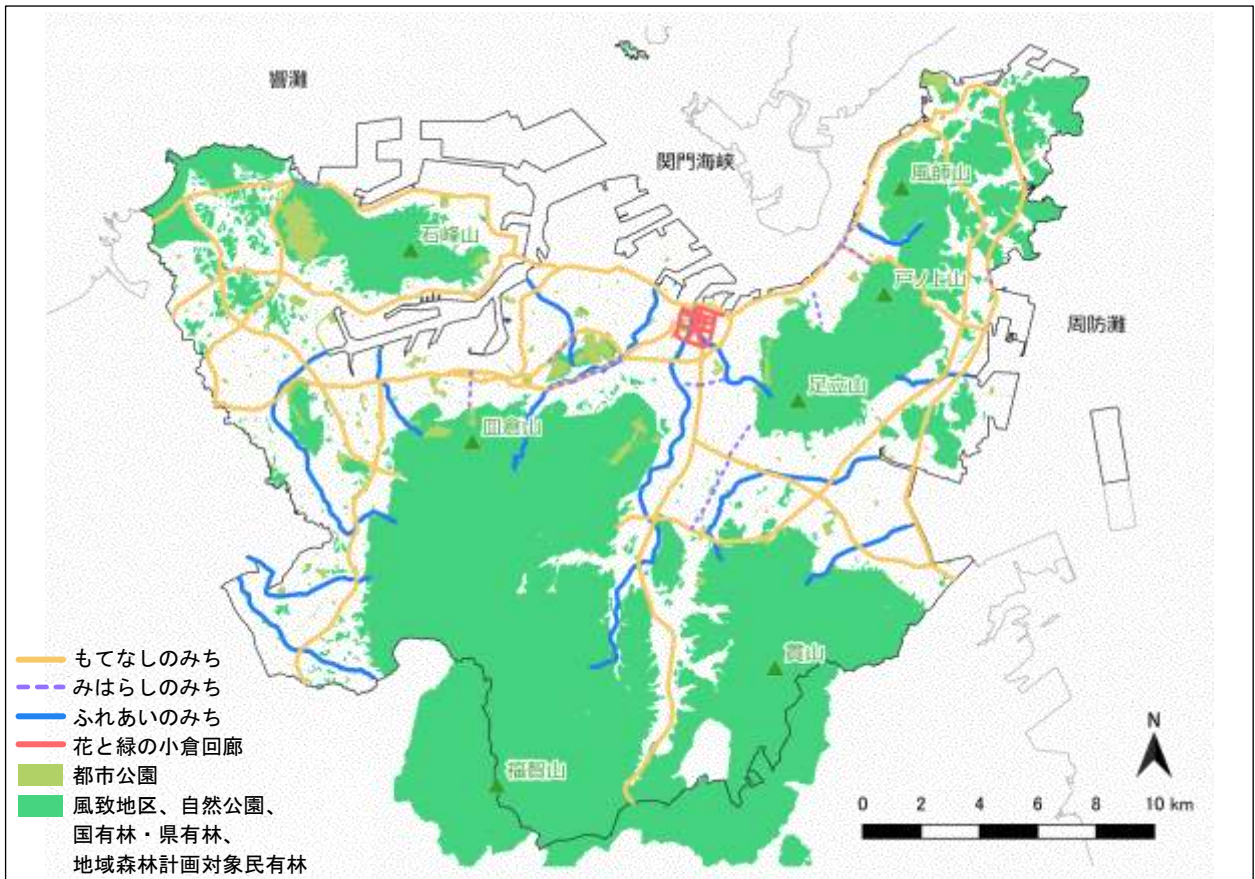


図6-18 街路樹基本計画 整備計画図